

【厚生労働大臣が定める揭示事項】

1. 入院基本料に関する事項

(1) 当院の看護職員（看護師及び准看護師）の勤務は次のとおりとなっています。

- 1) 1病棟は1日19人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は
 - ・朝8時30分～夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は3人以内です。
 - ・夕方5時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は13人以内です。
- 2) 2病棟は1日16人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は
 - ・朝8時30分～夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は3人以内です。
 - ・夕方5時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。
- 3) 3病棟は1日13人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は
 - ・朝8時30分～夕方5時15分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は4人以内です。
 - ・夕方5時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

(2) 当院においては、患者の負担による付き添い看護を行っていません。

2. DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”（医療機関群：DPC標準病院群）となっております。

* 医療機関係数 1.3633（2026年6月現在）

（基礎係数 1.0283 + 機能評価係数Ⅰ 0.2332 + 機能評価係数Ⅱ 0.0887 + 救急医療係数 0.0131）

3. 診療報酬の算定方法又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、下記の事項を関東信越厚生局長に届け出ています。

2026年6月1日現在

(1) 基本診療料の施設基準

- ・ 機能強化加算
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1 (20対1)
- ・ 急性期看護補助体制加算 (25対1、夜間100対1、夜間看護体制加算)
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 感染対策向上加算 1
- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ・ 一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料4)
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料 2
- ・ 認知症ケア加算 1
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ データ提出加算 2
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 身体的拘束最小化推進体制加算
- ・ 医療提供機能連携確保加算

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 救急外来医学管理料 3
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 在宅療養歯科支援病院
- ・ 在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 遠隔モニタリング加算 (心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する)
- ・ 遠隔モニタリング加算 (在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する)
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 腎代替療法指導管理料
- ・ 救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・ 小児科外来診療料
- ・ 救急患者連携搬送料 2
- ・ 在宅療養支援病院 (1)
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 外来排尿自立指導料

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 検体検査管理加算 (Ⅱ)
- ・ 専門管理加算
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・ CT撮影及びMRI撮影 (16列以上 64列未満のマルチスライスCT、MRI (1.5テスラ以上 3テスラ未満))
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ CAD/CAM冠
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ・ 初期加算 (疾患別リハビリテーション料)
- ・ 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 人工腎臓 (慢性維持透析 1)
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 麻酔管理料 (Ⅰ)
- ・ 腎代替療法診療体制充実加算
- ・ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・ 歯科技工加算
- ・ 特別管理加算
- ・ 口腔機能実地指導料
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 緑内障手術 (濾過胞再建術 (needle法))
- ・ 緑内障手術 (流出路再建術 (眼内法) 及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・ 胃瘻造設術 (内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ 看護職員処遇改善評価料 45
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料 142

(3) 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養 (Ⅰ) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

(4) その他

酸素の購入価格の届出

4. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 医療安全管理に関する患者相談窓口について

安心して医療を受けていただくために、医療安全管理に関するご相談・ご質問は、医療相談窓口にお申し出ください。医療安全管理者が対応いたします。

患者さんの相談・意見・苦情等について迅速に対応し、医療安全対策に活用いたします。

- ◆相談窓口 相談センター ◆相談対応者 医療安全管理者
- ◆受付時間 月～金曜日 (8:30～17:15) 土曜日 (8:30～12:30)
※ 病院休診日は除きます。※ 予約制で対応します。
- ◆その他 相談内容については、秘密を厳守します。
相談者の不利益とならないように、十分配慮します。

6. 退院支援について

当院では患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう入院早期より退院困難な要因を有する患者さんを抽出し、入退院支援を行っております。

各病棟の退院支援担当者は次のとおりです。

◆ 1病棟：田中 友紀

◆ 2病棟：駒形 桃子

◆ 3病棟：大矢 加代

近藤 悠

大澤 賢之

内山 綾

上村 智子

7. 選定療養費について

(1) 特別室料金について

初めてまたは現在入院されている方で、特別室を希望される方は病棟スタッフステーションにお知らせください。なお、病室及び料金は下記のとおりとなっております。 2025年7月14日現在

病棟	・ 特別室（1床室）1床1日につき （110号室・208号室）	11,000円
	・ A-1室（1床室）1床1日につき 〔 104号室・108号室・109号室・111号室・209号室・ 210号室・211号室 〕	6,600円
	・ A-1室（1床室）1床1日につき （311号室・312号室）	3,300円
	・ A-2室（1床室）1床1日につき （309号室・310号室）	2,200円
	・ B室（2床室）1床1日につき （102号室・202号室）	2,200円
	・ B室（2床室）1床1日につき （301号室・302号室）	1,100円
	・ D室（4床室）1床1日につき （107号室・112号室・212号室・213号室）	1,100円
	・ F室（2床室）1床1日につき （303号室・304号室）	1,100円

(2) 金属床による総義歯について

当院では、金属床による総義歯の提供を行っており希望される場合は、以下の金額をご負担いただきます。

金属の種類	1床当たりの価格	
	上 顎	下 顎
コバルトクロム合金	213,800円	213,800円
チタン合金	259,700円	259,700円

(3) う蝕に罹患している患者の指導管理について

当院では、う蝕に罹患している患者さんの指導管理を行っており希望される場合は、以下の金額をご負担いただきます。

継続管理の種類	価 格
フッ化物局所応用 (1口腔 1回につき)	1,600円

(4) 長期収載品の処方等又は調剤について

令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、医療保険の患者負担と合わせてご負担いただきます。

なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合、選定療養費は要りません。

(5) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

入院期間(今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む)が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費として「2,640円(1日につき)」を自己負担していただきます。

(6) 水晶体再建術に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について

当院では、多焦点眼内レンズを使用する白内障手術希望する場合、選定療養として以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズ名	価 格
テクニス オデッセイ VB Simplicity (片側)	250,000円
テクニス オデッセイ TVB Simplicity (片側)	280,000円
Vivinex ジェメトリック (片側)	250,000円
Vivinex ジェメトリック トーリック (片側)	280,000円
Vivinex ジェメトリックプラス (片側)	250,000円
Vivinex ジェメトリックプラス トーリック (片側)	280,000円
TECNIS PureSee 焦点深度拡張型 IOL Simplicity (片側)	250,000円
TECNIS PureSee Toric 焦点深度拡張型 IOL Simplicity (片側)	280,000円

8. 保険外負担について

当院は、以下の項目について、その使用料・利用回数等に応じた実費の負担をお願いしています。

(1) その他文書料等保険外給付料金表による料金

※ 上記事項で不明な点は医事課窓口までお問い合わせください。

9. 施設基準に関すること

(1) 情報通信機器を用いた診療について

当院では、初診において向精神薬の処方はいりません。

厚生労働省が定める診療の指針を遵守しております。

(2) 機能強化加算について

当院では、『かかりつけ医』として必要に応じて以下の取り組みを行っています。相談センターまでお問い合わせください。

○他の医療機関の受診状況や投薬内容を把握したうえで服薬管理を行います。

○健康診断の結果や健康管理に関する相談に応じます。

○介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。

○夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じて、専門の医師又は専門医療機関への紹介を行っています。

かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や新潟県のホームページ「医療情報ネット(ナビイ)」から検索できます。

(3) 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し活用しております。

- 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。

(4) 地域支援・医薬品供給対応加算 1 について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。

また、医薬品の供給不足が発生した場合、薬剤の処方変更等に関して適切な対応を行います。医薬品の供給状況によって薬剤の処方の変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。

ご不明な点がございましたら、当院職員にお問い合わせください。

(5) 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までお問い合わせください。

(6) 特定疾患療養管理料の注 1 について

当院では、患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行います。

また、リフィル処方箋の交付を行っております。

(7) 院内トリアージについて

当院では、トリアージを実施しております。

診療前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい、患者さんの緊急度・重症度を判断し、より早期にケアを要する患者さんから優先して診察する方法です。

場合によっては診療の順序が前後することがありますが、ご理解をお願いいたします。

(8) 外来腫瘍化学療法診療料 1 について

○専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者さんからの電話による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。

○急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されております。

○化学療法に携わる医師、看護師、薬剤師等で構成される委員会を設置し、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する目的で定期的開催しております。

(9) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨を説明し同意をいただいた上で、下記の連携保険医療機関へ紹介させていただいております。

連携保険医療機関： 新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院

(10) 協力対象施設入所者入院加算について

当院では、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は次の通りです。

介護保険施設等：特別養護老人ホームまいこ園、特別養護老人ホームみなみ園、特別養護老人ホーム楽生園、特別養護老人ホーム八色園、特別養護老人ホーム雪椿の里、介護老人保健施設越南苑

(11) 身体的拘束最小化推進体制加算について

当院では、患者さんの尊厳を守り、安全で質の高い医療を提供するため、身体的拘束を原則行わないことを基本方針としています。身体拘束最小化のため、以下の取組を実施しています。

○入院患者様に対し、個々の患者様の意思や状態に応じたケアを行い、不安、不快及び環境要因などの、職員にとって危険と感じられる行動を患者様が取る誘因の除去を図るとともに、日頃から生活リズムを整え、身体的拘束を必要としないケアの実現を目指します。

○身体的拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断でなく、医師、看護師等、当該患者様に関わる複数の職員で検討します。その際、個々の患者様の状態に応じて、①に掲げるものをはじめ、身体的拘束を行わずにケアを行う方法について検討を尽くすとともに、代替策を可能な限り検討します。

○やむを得ず身体的拘束を実施する場合であっても、当該患者様の生命及び身体の保護に重点を置いた行動の制限であり、代替の方法が見出されるまでの間のやむを得ない対応として行われるものであることから、常に代替策について検討を行い、可及的速やかに解除するよう努めます。

○身体的拘束を実施するに当たっては、次の対応を行います。

(イ) 実施の必要性等のアセスメント

(ロ) 患者家族様への説明と同意

(ハ) 身体的拘束の具体的行為や実施時間等の記録

(ニ) 二次的な身体障害の予防

(ホ) 代替策の検討を含む身体的拘束の解除に向けた検討

○身体的拘束を実施した場合は、解除に向けた検討を少なくとも1日に1度は行います。

拘束率割合：R8.4月時点 2.4%

(12) 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

当院では、感染対策委員会を設置し、手指洗いを励行し、器具機材の滅菌、消毒方法のマニュアルの作成など定期的に委員会を開催し、院内感染予防に努めています。また、定期的に感染防止研修を受けた常勤歯科医師が1名以上在籍しており、院内感染防止対策や新興感染症に対する標準予防策の徹底を図るとともに、職員の院内研修も実施し、感染予防対策の知識と実践力の向上に努めています。

(13) 歯科外来診療医療安全対策加算1について

当院では、歯科診療中に万一緊急な状態が発生した場合、当院の外科医又は麻酔科医に即時に連絡をし、歯科外来又はHCU等で集中的に治療できる体制が整っています

また、当院では医療安全管理委員会を設置し、医療安全マニュアルを作成し、医療安全に努めると共にインシデントアクシデント報告書により再発防止に努めています。

(14) 歯科技工加算について

当院では、常勤の歯科技工士がおり、患者さんの求めに応じて迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制を常時整備しています。

(15) 医科点数第二章第十部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術について

令和7年1月1日～令和7年12月31日

頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	1
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
靭帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	1
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	17
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	1
同種死体腎移植術等	0
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	84
人工関節置換術	32
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	21

南魚沼市民病院長